

西東京市教育支援推進プラン

～一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて～
(平成31(令和元)年度～令和5年度)



令和元年5月31日

目次

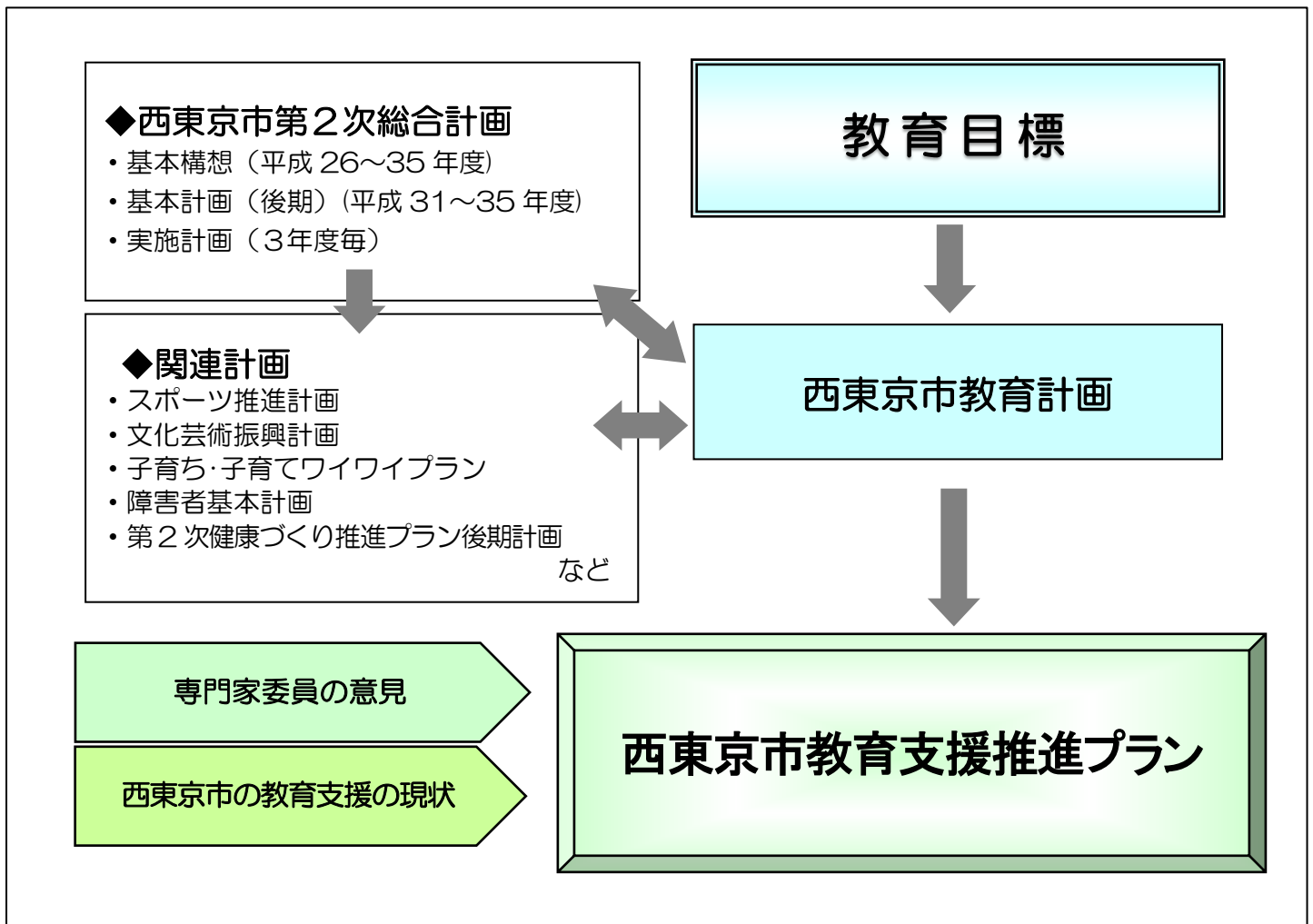
第1章 西東京市教育支援推進プランの基本的な考え方	1
1 西東京市教育支援推進プランの位置づけ.....	1
(1) 西東京市総合計画.....	1
(2) 西東京市教育計画(平成31(2019)年度から2023年度)とは	2
(3) 西東京市教育支援推進プランとは	2
2 西東京市教育支援推進プランの期間.....	3
3 西東京市教育支援推進プランの進捗管理と評価	3
第2章 西東京市教育支援推進プランの施策と体系	4
1 西東京市教育支援推進プランの施策.....	4
2 西東京市教育支援推進プランの体系.....	7
第3章 西東京市教育支援推進プランの施策の展開	9
1 一人ひとりを大切にする教育の推進	9
(1) 校内体制の充実	9
(2) 個に応じた教育実践の内容の充実	11
(3) 個に応じた教育実践を支える教育委員会の役割の充実.....	14
2 相談・支援の充実.....	16
(1) 教育相談センターにおける相談・支援の充実.....	16
(2) 子どもの育つ環境を支援するネットワークの充実.....	18
3 学校における教育支援体制の充実.....	20
(1) 児童・生徒の「心の健康」の育成	20
(2) 学校と教育委員会との連携による支援の充実.....	21
(3) 不登校への対応	22
4 学校を支える多様な教育資源の充実.....	24
(1) 個の教育的ニーズに応じた教育資源の充実	24
5 時代の変化に対応した学習環境等の整備.....	26
(1) 小中一貫教育の推進.....	26
(2) 学校の教育環境の整備	28
6 学校を核とした地域づくりの推進.....	29
(1) 地域と学校の連携・協働の仕組みづくり	30
用語解説	31

第1章 西東京市教育支援推進プランの基本的な考え方

1 西東京市教育支援推進プランの位置づけ

「西東京市第2次総合計画」(平成 26 年度から令和5年度)の後期計画の策定に合わせて「西東京市教育計画」(平成 31(2019)年度から 2023 年度)が策定されました。

「西東京市教育支援推進プラン」は、「西東京市教育計画」の実施計画となるものです。



(1) 西東京市総合計画

西東京市では、平成 25 年 3 月に策定した西東京市総合計画(基本構想・基本計画)に位置づけた施策や事業について進捗を評価するとともに、この間の社会経済情勢の変化や、新たな市民ニーズを踏まえて、基本計画の見直しを行い、平成 31(2019)年 3 月に第2次総合計画・後期基本計画を策定しました。

西東京市教育委員会ではこの西東京市総合計画・後期基本計画の方向性を踏まえ、「西東京市教育計画(平成 31(2019)年度から 2023 年度)」にまとめ、平成 31(2019)年度からの 5 年間を中心に取り組むべき基本的な方向性と主な施策を示しました。

(2) 西東京市教育計画(平成 31(2019)年度から 2023 年度)とは

■概略

教育基本法第 17 条第 2 項に規定する「当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、本市において、平成 31(2019)年度からの 5 年間を中心に取り組むべき基本的な方向性と主な施策を示すものです。

国や東京都の動向、西東京市を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、さらに、平成 26 年度から平成 30 年度までを期間とする教育計画の内容について、一定の成果が得られた取組事業について整理し、今後の本市における教育全体の向上及び活性化を目指すものです。

■教育計画の基本方針

教育計画(平成 31(2019)年度から 2023 年度)は、教育目標の実現に向けて次の 1 から 4 までの基本方針(将来像)で施策を展開します。

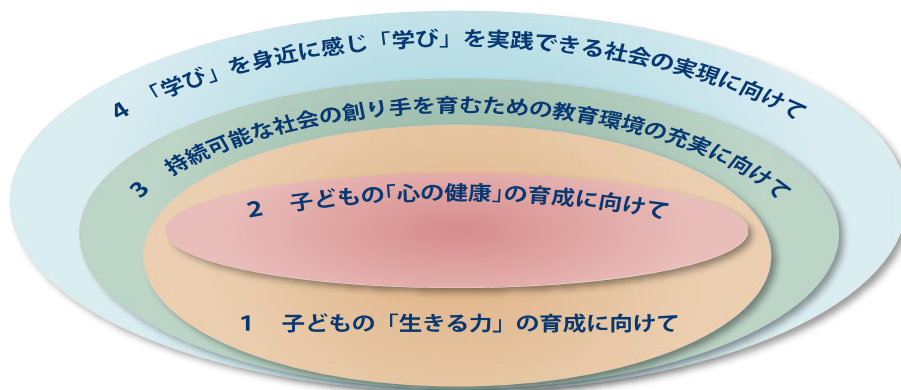
基本方針 1 子どもの「生きる力」の育成に向けて

基本方針 2 子どもの「心の健康」の育成に向けて

基本方針 3 持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実にに向けて

基本方針 4 「学び」を身近に感じ「学び」を実践できる社会の実現に向けて

【計画の基本方針イメージ図】



(3) 西東京市教育支援推進プランとは

前教育支援推進プランに、「「特殊教育」から「特別支援教育」への転換により、通常の学級における教育的支援が重視されるようになってきました。通常の学級においては、障害の有無はもちろん、心理的要因や環境的要因等、多角的な視点を持って、すべての子どもに対して、丁寧なアセスメント(評価)に基づく一人ひとりの教育ニーズの把握が求められます。その上で適切な教育的支援を行っていくという考えから、本市においては「特別」ではない「教育支援」を推進していくことをめざした「教育支援推進プラン」を作成しました」と明記されています。

本プランは、西東京市教育計画の基本方針、方向に沿って、そのうちの教育支援に関する施策を、さらに具体的な事業として 5 年間でどのように進めていくかを示したものです。

2 西東京市教育支援推進プランの期間

「西東京市教育支援推進プラン」の期間は、平成31(令和元)年度から令和5年度までの5年間です。

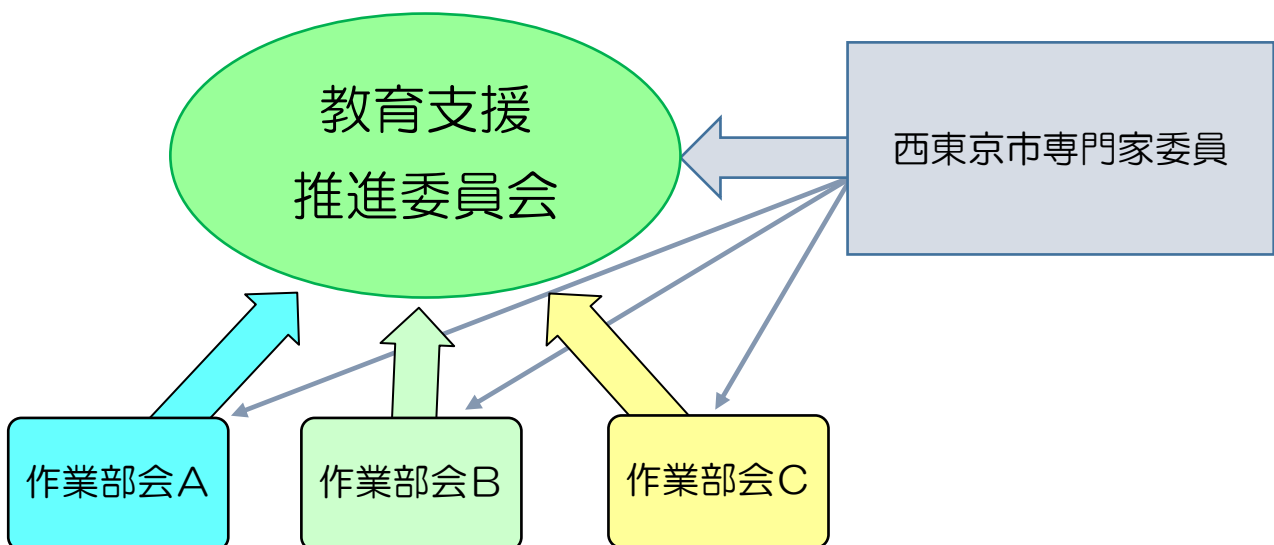
【各計画期間との関係】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合計画 基本計画			後期計画		
教育計画	西東京市教育計画（平成31（2019）年度から2023年度まで）				
教育支援 推進プラン (実施計画)	西東京市教育支援推進プラン				

3 西東京市教育支援推進プランの進捗管理と評価

本プランは、「西東京市教育支援推進委員会」によって施策の達成状況の把握と研究・検証を行います。必要に応じて教育支援推進委員会作業部会を設置し、「西東京市専門家委員」からの助言を受け、施策の細部について研究・検証を行います。

本プランは、外部の学識者によって毎年実施される「西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の中で、本編教育計画の施策として評価・点検を受け、見直しや施策の改廃・追加を行った後、次年度の取組みへつなげていきます。



第2章 西東京市教育支援推進プランの施策と体系

1 西東京市教育支援推進プランの施策

西東京市教育支援推進プランは西東京市教育計画に施策体系を対応させることで、教育計画との整合性をはかりつつ、教育相談や教育支援分野に特化した施策を展開します。

基本方針1 子どもの「生きる力」の育成に向けて より

1 一人ひとりを大切にする教育の推進

(1) 校内体制の充実

ア 校内委員会の充実

(ア) 年間計画の確立

(イ) 教育支援アドバイザーの参加及び東京都心理士等の巡回相談の活用

イ 校内支援体制の人的環境整備

(ア) (仮称) 学校生活支援員の配置

(イ) 東京都特別支援教室専門員の活用

ウ 教育支援システムの活用の推進

(ア) 個別の教育支援計画、個別指導計画の作成の促進

(イ) 保護者との情報共有の促進

(2) 個に応じた教育実践の内容の充実

ア 特別支援学級、特別支援教室の内容の充実

(ア) 特別支援学級及び特別支援教室における教育支援ファイルの活用の充実

(イ) 指導効果検証による個別ケース検討の充実

(ウ) 授業研究やOJTによる指導内容の充実

イ 通常の学級における支援の充実

(ア) 個別指導計画に基づく指導の充実

(イ) 教育支援の内容や方法についての情報共有の推進

(ウ) ユニバーサルデザインの推進

(エ) 障害理解教育の推進

ウ 通常の学級、特別支援学級、特別支援教室を網羅する研修の充実

(ア) 特別支援教育の研修の充実

エ 特別支援学級、特別支援教室における指導の充実

(ア) 研修内容の構造化

(イ) 指導上の課題解決に向けた方策の検討

オ 発音や話し方に関する課題への早期対応

(ア) 小学校第1学年の発音・話し方調べの実施

カ マルチメディアデイジーの活用

(ア) マルチメディアデイジーの活用



(3) 個に応じた教育実践を支える教育委員会の役割の充実

- ア 教育委員会から学校への専門家派遣
 - (ア) 教育支援アドバイザーの巡回相談
- イ 中学校特別支援学級及び特別支援教室の充実
 - (ア) 中学校特別支援教室の開設
 - (イ) 中学校特別支援学級の増設
- ウ 教育的ニーズに応じた就学相談の充実
 - (ア) 将来を見据えた就学相談

基本方針2 子どもの「心の健康」の育成に向けて より

2 相談・支援の充実

- (1) 教育相談センターにおける相談・支援の充実
 - ア 子ども・保護者への心理的支援の充実
 - (ア) 臨床心理学的マネジメントの充実
 - イ 相談員等の資質向上
 - (ア) 研修の充実
- (2) 子どもの育つ環境を支援するネットワークの充実
 - ア 保護者への適時適切な情報提供とネットワークの充実
 - (ア) 支援ネットワークの充実
 - イ 切れ目ない支援体制
 - (ア) 就学支援シートの活用の推進
 - (イ) 保育園への心理アドバイザー派遣
 - (ウ) 幼児相談
 - (エ) 中学校卒業後の支援の充実

3 学校における教育支援体制の充実

- (1) 児童・生徒の「心の健康」の育成
 - ア 教員の気づきをつなげる校内体制
 - (ア) (仮称)心の健康委員会の設置
 - イ ストレスマネジメント等の「心の健康」教育
 - (ア) ストレスマネジメント等の実施
- (2) 学校と教育委員会との連携による支援の充実
 - ア スクールソーシャルワーカーの派遣
 - (ア) スクールソーシャルワーカーの活用
 - イ スクールカウンセラーの配置
 - (ア) スクールカウンセラーの配置
 - ウ スクールアドバイザーの派遣
 - (ア) スクールアドバイザーの派遣

(3) 不登校への対応

- ア 早期対応の充実
 - (ア) 欠席の背景理解と適切な対応
- イ 不登校の未然防止
 - (ア) 中1不登校未然防止

4 学校を支える多様な教育資源の充実

(1) 個の教育的ニーズに応じた教育資源の充実

- ア 適応指導教室
 - (ア) スキップ教室の充実
- イ 不登校ひきこもり相談室
 - (ア) ニコモルームの充実
- ウ 日本語適応指導
 - (ア) 日本語指導の充実

基本方針3 持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて より

5 時代の変化に対応した学習環境の整備

(1) 小中一貫教育の推進

- ア 小中一貫教育の推進
 - (ア) 小中一貫教育の在り方の調査研究
- イ 教育支援システムの小中連結
 - (ア) 教育支援システムの小中連結

(2) 学校の教育環境の整備

- ア 幼稚園・保育園・小学校間の連携強化
 - (ア) 就学前施設と進学先の学校との情報共有に関する検討
 - (イ) 就学支援シート推進と成果の共有
 - (ウ) 移行の円滑化

6 学校を核とした地域づくりの推進

(1) 地域と学校の連携・協働の仕組みづくり

- ア 各種機関・組織等との連携
 - (ア) 学校運営連絡協議会の連携の充実
- イ 副籍制度の推進
 - (ア) 副籍制度を活用した交流学習の推進
 - (イ) 副籍制度を活用した交流事例の共有

2 西東京市教育支援推進プランの体系

西東京市教育支援推進プランは、西東京市教育計画の3つの基本方針と6つの方向を基に以下の施策を推進します。

教育支援推進プラン				
施策				教育計画の 施策番号
1	一人ひとりを大切にする教育の推進	(1)	校内体制の充実	1-4-①
		(2)	個に応じた教育実践内容の充実	1-4-②
		(3)	個に応じた教育実践を支える教育委員会の役割の充実	1-4-③
2	相談・支援の充実	(1)	教育相談センターにおける相談・支援の充実	2-1-①
		(2)	子どもの育つ環境を支援するネットワークの充実	2-1-②
3	学校における教育支援体制の充実	(1)	児童・生徒の「心の健康」の育成	2-2-①
		(2)	学校と教育委員会との連携による支援の充実	2-2-②
		(3)	不登校への対応	2-2-③
4	学校を支える多様な教育資源の充実	(1)	個の教育的ニーズに応じた教育資源の充実	2-3-①
5	時代の変化に対応した学習環境の整備	(1)	小中一貫教育の推進	3-1-①
		(2)	学校の教育環境の整備	3-1-②
6	学校を核とした地域づくりの推進	(1)	地域と学校の連携・協働の仕組みづくり	3-3-①

西 東 京 市 教 育 計 画

3つの基本方針		6つの方向		教育計画の施策	
1	子どもの「生きる力」の育成に向けて	4	一人ひとりを大切にする教育の推進	①	校内体制の充実
				②	個に応じた教育実践内容の充実
				③	個に応じた教育実践を支える教育委員会の役割の充実
2	子どもの「心の健康」の育成に向けて	1	相談・支援の充実	①	教育相談センターにおける相談・支援の充実
				②	子どもの育つ環境を支援するネットワークの充実
		2	学校における教育支援体制の充実	①	児童・生徒の「心の健康」の育成
				②	学校と教育委員会との連携による支援の充実
				③	不登校への対応
		3	学校を支える多様な教育資源の充実	①	個の教育的ニーズに応じた教育資源の充実
3	持続可能な社会の作り手を育むための教育環境の充実に向けて	1	時代の変化に対応した学習環境等の整備	①	小中一貫教育の推進
				②	学校の教育環境の整備
		3	学校を核とした地域づくりの推進	①	地域と学校の連携・協働の仕組みづくり

第3章 西東京市教育支援推進プランの施策の展開

1 一人ひとりを大切にする教育の推進

<現状と課題>

これまで、固定制特別支援学級の増設や小学校特別支援教室[※]の開設を行うとともに、知的障害学級(知的タイプ)と自閉症・情緒障害学級(自閉タイプ)における教育課程の充実を図ってきました。また教育支援システム[※]を開発することで、通常の学級においても、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実に努めてきました。一人ひとりを大切にする教育の推進に関する事業は進展しましたが、保護者や地域の方等に対して周知することや、これまでの取組内容の一つひとつの丁寧な検証を行うことなどについて、今後検討していく必要があります。

(1) 校内体制の充実

児童・生徒の個々の教育的ニーズに応じた支援が適切に行われるよう、学校管理職を中心とした校内支援体制を充実させます。そのために、教職員間及び他機関との連絡・調整を担う各学校の教育支援コーディネーター[※]の役割を明確化し、支援体制を充実させるとともに、教育支援システムを用いた、個別の教育支援計画[※]や個別指導計画[※]の活用を推進します。

<取組事業> ア 校内委員会の充実

各学校において、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、児童・生徒の実態把握や支援対策を行うための校内委員会の充実を図ります。そのために教育支援コーディネーターの資質・能力の向上に努めます。

事業内容 (担当課)	事業計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) 年間計画の確立 (教育指導課)		検討	実施		
	校内委員会は、教育課程や就学支援委員会等の日程を踏まえ、年間を通して計画的に教育支援をすすめます。				
(イ) 教育支援アドバイザーの参加及び東京都心理士等の巡回相談の活用 (教育支援課)	実施				
		検討			
校内委員会に教育支援アドバイザーが参加するとともに、東京都の心理士等の巡回相談を活用し、学校に対するコンサルテーションを行います。					

<取組事業> イ 校内支援体制の人的環境整備

通常の学級において、児童・生徒の実態や課題を把握し、個に応じた配慮や個別対応などの支援を進めていくために、人的環境を整備・調整し、内容の充実を図ります。

事業内容 (担当課)	事業計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) (仮称) 学校生活支援員の配置 (教育指導課) (教育支援課)	検討	実施			
	児童に、より身近な立場で日常的な見守りをする(仮称)学校生活支援員を設置します。指導補助員について、校内で効果的に活用できるよう現行制度の見直しを検討します。				
(イ) 東京都特別支援教室専門員の活用 (教育指導課)	実施			検討を踏まえた対応	
			検討		
特別支援教室の円滑な運営や、校内委員会の充実に向けた教育支援コーディネーターの業務の補佐等、効果的な運営方法を検討するとともに、特別支援教室専門員の研修を充実させます。					

<取組事業> ウ 教育支援システム^{*}の活用の推進

児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、校内で共有し、計画的、継続的に適切な支援を行うことができるよう教育支援システムを用いた、個別の教育支援計画や個別指導計画の活用を推進します。

事業内容 (担当課)	事業計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) 個別の教育支援計画、個別指導計画の作成の促進 (教育指導課) (教育支援課)	実施	検討を踏まえた対応			
	検討				
教育支援システムを活用し、個別の教育支援計画、個別指導計画の作成を促進し、校内での共有、学年進行に伴う情報の引継ぎにより指導の継続・発展を図ります。					
(イ) 保護者との情報共有の促進 (教育指導課) (教育支援課)	実施		検討を踏まえた対応		
		検討			
個別指導計画等により、児童・生徒の実態や指導目標を保護者と共有し、保護者と教員が連携することにより、児童・生徒への一貫した支援を促進していきます。					

(2) 個に応じた教育実践の内容の充実

障害者権利条約の理念を踏まえ、障害のある子どもの自尊感情を高め、能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加や自立できるよう個々の教育的ニーズに的確に応えた、多様で柔軟な取組を推進します。特別支援教育体制を充実させることにより、特別支援教育を推進する教育環境の充実を図り、一人ひとりの障害の種別や程度、発達段階に応じたきめ細かな指導を行います。

また通常の学級に在籍する児童・生徒に対しても、個々の教育的ニーズに応じた支援が適切に行われるようにします。

<取組事業> ア 特別支援学級、特別支援教室*の内容の充実

市立小・中学校の特別支援学級や特別支援教室において、児童・生徒の発達段階や特性を十分に踏まえ、障害の種別に応じた教育課程を編成します。また特別支援学校との連携も進めます。

事業内容 (担当課)	事業計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) 特別支援学級及び特別支援教室における教育支援ファイルの活用 の充実 (教育指導課)	実施		検討を踏まえた対応		
		検討			
特別支援学級において、個別指導計画等の書式を統一し、アセスメントシート等をまとめた「特別支援学級教育支援ファイル」を作成し、研修を行ったうえで、教育支援システムで管理することにより、校内での共有や小・中の情報連携を図ります。特別支援教室においては、教育支援ファイルの内容の充実に向けて検討します。					
(イ) 指導効果検証による個別ケース検討の充実 (教育指導課)	実施		検討を踏まえた対応		
		検討			
専門家等の助言を受けつつ、個別指導計画を活用し、一人ひとりの指導方針の確認や指導効果の検証を進めます。					
(ウ) 授業研究やOJTによる指導内容の充実 (教育指導課)	実施		検討を踏まえた対応		
		検討			
指導案作成、研究授業等を通じた、授業研究やOJTにより、指導内容を充実させます。全学級の全教員が参加する形式で実施します。					

<取組事業> イ 通常の学級における支援の充実

通常の学級の児童・生徒についての実態把握、授業のユニバーサルデザイン※、個別の配慮、個別の対応について、内容の充実を図ります。そのために、学校における支援方針の検討の充実、効果的な支援策等の情報の共有を進めます。

事業内容 (担当課)	事業計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) 個別指導計画に基づく指導の充実 (教育指導課)	実施				
	個別指導計画に基づき、通常の学級における個別の配慮や個別の対応を充実させます。				
(イ) 教育支援の内容や方法についての情報共有の推進 (教育指導課)		検討	実施		
	通常の学級と特別支援教室の連携により、実施された通常の学級での個別支援について、各学校が活用できるように情報共有を図る仕組みを作ります。				
(ウ) ユニバーサルデザインの推進 (教育指導課)	実施			検討を踏まえた対応	
			検討		
授業のユニバーサルデザインについて、現状の課題を捉え、充実を図ります。					
(エ) 障害理解教育の推進 (教育指導課)	実施			検討を踏まえた対応	
			検討		
障害理解に関する取組の現状を把握し、推進を図ります。					

<取組事業> ウ 通常の学級、特別支援学級、特別支援教室を網羅する研修の充実

すべての児童・生徒の抱える教育的ニーズを捉え、一人ひとりの特性や障害の程度などに配慮した指導になるように教員研修を充実させ、教員の資質能力の向上を図ります。

事業内容 (担当課)	事業計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) 特別支援教育の研修の充実 (教育指導課)	実施		検討を踏まえた対応		
		検討			
特別支援教育の全体像を捉えた研修を、職層ごとに実施します。					

<取組事業> エ 特別支援学級、特別支援教室における指導の充実

特別支援学級や特別支援教室における教員の指導力を向上させるための研修を計画的に実施します。

また、指導上の課題等について、学校管理職を含む検証会議を定期的を開催し、課題解決に向けた方策を検討します。

事業内容 (担当課)	事業計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) 研修内容の構造化 (教育指導課)		検討	実施		
	研修内容を構造化し、段階的に積み重なるものを目指します。				
(イ) 指導上の課題解決に向けた方策の検討 (教育指導課)		検討	実施		
	西東京市における特別支援教育の課題を捉え解決していくために、学校管理職を含む検証会議を定期的を開催することを目指します。				

<取組事業> オ 発音や話し方に関する課題への早期対応

西東京市独自の取組みとして、小学1年生全員を対象に「発音・話し方調べ」を行い、発音等に係る課題の早期発見と早期対応に努め、必要に応じて専門的指導を継続します。

事業内容 (担当課)	事業計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) 小学校第1学年の発音・話し方調べの実施 (教育指導課) (教育支援課)	実施				
	小学校1年生の発音話し方調べにより、発音等の課題を早期に発見し、専門的指導につなげることで早期に改善を図ります。				

<取組事業> カ マルチメディアデイジー*の活用

学校と連携し、障害があるために学習・読書が困難な児童・生徒のために、図書館で所蔵するマルチメディアデイジー資料を提供します。

事業内容 (担当課)	事業計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) マルチメディアデイジーの活用 (図書館) (教育指導課)		検討	実施		
	図書館との連携により、マルチメディアデイジーを教育に取り入れます。				

(3) 個に応じた教育実践を支える教育委員会の役割の充実

一人ひとりを大切にする教育を推進するために、本教育について保護者や地域の方等に分かりやすく説明し、理解を広げていきます。また、最新の知見、先駆的な実践事例を学校に示すなど、学校を支援する体制を強化させます。さらに、中学校特別支援教室[※]の開設に向けて、必要な支援を充実させていきます。

<取組事業> ア 教育委員会から学校への専門家派遣

各学校に教育支援アドバイザー[※]等を定期的に派遣し、校内委員会の運営、個別の教育支援計画[※]・個別指導計画[※]の作成等に関する助言を行うことで、校内支援を充実させます。

事業内容 (担当課)	事業計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) 教育支援アドバイザーの巡回相談 (教育支援課) (教育指導課)	実施				
	教育支援アドバイザーが各学校を巡回し、個別の教育支援計画、個別指導計画作成に関して、教員等への助言を行います。				


<取組事業> イ 中学校特別支援学級及び特別支援教室[※]の充実

ひばりが丘中学校の新校舎に固定制特別支援学級を整備するほか、東京都の整備方針に基づき、中学校特別支援教室の全校設置に向けて取り組みます。

事業内容 (担当課)	事業計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) 中学校特別支援教室の開設 (教育企画課) (学校運営課) (教育指導課) (教育支援課)	検討		実施		
	全ての市立中学校に特別支援教室を開設します。開設に向けて、小学校特別支援教室や中学校通級の実績を踏まえ、教育支援推進委員会作業部会で検討します。				
(イ) 中学校特別支援学級の増設 (教育企画課) (学校運営課) (教育指導課) (教育支援課)	検討	実施			
	ひばりが丘中学校に固定制特別支援学級を設置します。				

<取組事業> ウ 教育的ニーズに応じた就学相談の充実

子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学や、必要な教育支援の活用の推進を図るため、教育委員会が就学前機関や学校と連携を強化するとともに、子どもや保護者の気持ちに寄り添いながら、丁寧で分かりやすい就学相談を行います。

事業内容 (担当課)	事業計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) 将来を見据えた就学相談 (教育支援課)					
	<p>保護者や子どもに寄り添いながら、子どもが自分の能力を最大限に発揮して生きていくことができるように、就学相談を行います。就学支援委員会の適切な審議につながる資料作成や、審議結果の丁寧な報告を心がけます。</p>				

2 相談・支援の充実

<現状と課題>

子どもが成長して、自分らしく生き、社会に参加して生活する大人になっていくためには、健康な心の育ちが欠かせません。健康な心とは、主体的に考え行動できる力、現実を客観的に認識できる力、不安や不満への耐性力、困難な状況処理する適応力、自由に遊べる柔軟性等を備えた心であると考えられます。したがって、子どもが、安全・安心な環境の中で、基本的信頼感や自己肯定感とともに、他者の存在や感情・周囲の状況に対する感受性や共感性を育むことが必要です。

子どもたちは、家庭、地域、幼稚園・保育園、学校等における日常生活の中で様々な体験を通してそれらを獲得していきます。子ども一人ひとりの個性や状況によりその様相は異なりますが、どの子どもにも、「心の健康」がより安定的に育まれることが必要です。また、経済状況の変化や地域との関係の希薄化等により、保護者の子育てにまつわる不安や負担感が増えています。さらに、災害や子どもが巻き込まれる事件・事故等により子どもの心身の健康に大きな影響を与えることもあります。

このような状況に対応するため、専門性を備えた相談員を配置し、適切な支援を行う体制を充実させる必要があります。

(1) 教育相談センターにおける相談・支援の充実

子どもたちの「心の健康」を育成するため、臨床心理士等の専門家による個別の相談・支援を充実させます。

<取組事業> ア 子ども・保護者への心理的支援の充実

子どもの心身の発達への心配や、幼稚園・保育園、学校での生活や学習、親子関係や子育て等についての相談を受け、臨床心理士等の相談員が、子どもの状態や状況を把握、理解した上で、心理教育的ガイダンスや、必要に応じて専門的なカウンセリングや心理療法等を行い、子どもの心身の成長を支援します。

事業内容 (担当課)	事業計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) 臨床心理学的マネジメントの充実 (教育支援課)	実施		検討結果を踏まえた対応		
		検討			
子どもの生育歴、情緒・認知・社会性の発達、家庭環境等を総合的に見立て、必要な支援を考え、子ども・保護者と話し合いながら支援方針を決めていくという、臨床心理学的マネジメントにより、一人ひとりに応じた相談支援を実施します。					

<取組事業> イ 相談員等の資質向上

日常的なカンファレンスやOJT※、定期的な事例検討による研修を行い、社会情勢や社会的事件、専門的知識等の情報収集に努め、相談員等の資質向上を図ります。

事業内容 (担当課)	事業計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) 研修の 充実 (教育支援課)	実施		検討を踏まえた対応		
		検討			
相談員の経験年数に応じた研修を計画し、経験豊富な講師を招いた事例検討を定期的 的に開催します。					

(2) 子どもの育つ環境を支援するネットワークの充実

子どもや家庭の状況に応じた適切な情報を保護者に提供するとともに、関係機関と連携を図り、必要な支援につなげていきます。また個別の相談・支援と地域や幼稚園・保育園、学校等の日常生活とのつながりを大切に支援します。

<取組事業> ア 保護者への適時適切な情報提供とネットワークの充実

保護者の子どもに関する不安や心配なことについて、臨床心理士等の相談員が、子どもの状態や状況を把握し理解した上で、心理教育的ガイダンスや、子どもや保護者に適時適切な情報を提供します。また、必要に応じ関係機関での支援につなげるためのネットワークを充実させます。

事業内容 (担当課)	事業計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) 支援 ネットワーク の充実 (教育支援課)	実施		検討を踏まえた対応		
		検討			
心理教育的ガイダンスや情報提供、学校、家庭、地域に働きかけ、子どもが学習や生活がしやすくなるように調整する等の環境調整等を行うためのネットワークの充実を図ります。					

<取組事業> イ 切れ目ない支援体制

就学支援シート※の活用や、保育園への臨床心理士等の派遣等を通して、就学前機関との連携により、早期対応や支援の継続を図ります。関係各課との連携により、就学前から中学校卒業後にわたる切れ目ない支援を充実させます。

事業内容 (担当課)	事業計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) 就学支援シートの活用 の推進 (教育支援課)	実施				
	就学前機関との連携により、就学支援シートの作成を保護者に勧めていきます。また小学校入学後の指導に活かしていきます。				
(イ) 保育園への心理アドバイザー派遣 (教育支援課)	実施			検討を踏まえた対応	
			検討		
保育園に臨床心理士を派遣し、早期対応や小学校へ情報を引継ぎ、小学校の指導開始につなげます。					
(ウ) 幼児相談 (教育支援課)	実施		検討を踏まえた対応		
		検討			
幼児のための教育相談を「幼児相談」とし、幼稚園・保育園等の就学前機関や療育機関に案内し、必要な心理的支援の早期開始を目指します。					
(エ) 中学校卒業後の支援の充実 (教育支援課)	実施		検討を踏まえた対応		
		検討			
適応指導教室やニコモールの利用者について、中学校卒業後の進学や社会的自立に向け、関係機関を活用しながら支援します。					

3 学校における教育支援体制の充実

<現状と課題>

児童・生徒の「心の健康」を育成するためには、情緒的・認知的成長の重要な場である学校の日常生活の中に支援の仕組みをつくる必要があります。授業や休み時間、部活動等の学校生活における児童・生徒と教員等との関わりの中で行う一次的支援、児童・生徒のサインに気づき、早期対応を行う二次的支援、専門的なアセスメントに基づく三次的支援など段階的な教育支援体制を充実させる必要があります。

市民アンケート調査の結果では、一人ひとりに応じた支援の充実のために必要な取組として、「子ども一人ひとりの実態に応じた相談体制の強化」、「すべての子どもたちがともに学ぶことができる教育の充実」があげられています。また、いじめや不登校などの問題を防止するために必要なこととして、「学校の先生が児童・生徒を注意深く観察し、状況を把握すること」、「専門の相談員(スクールカウンセラー[※])に、いつでも悩みを相談できること」などが上位になっています。

児童・生徒の抱える問題の複雑化、多様化によって、学校だけでは解決できない問題が増えており、早期に問題の本質を理解し、適切に対応するためのケース会議[※]の開催など、学校への支援体制の充実を図っていく必要があります。

(1) 児童・生徒の「心の健康」の育成

すべての児童・生徒に対し、学校生活で様々な課題に取り組む上で必要な能力を身に付ける発達促進的支援や、困難を予測した予防的な支援を行います。また、児童・生徒の変化やサインに気づき、早期に対応できる体制を整えます。

<取組事業> ア 教員の気づきをつなげる校内体制

児童・生徒の変化やサインに気づき、校内で情報を共有して対応するため、校内委員会や教育支援コーディネーター[※]の役割の充実など、校内体制を整えます。児童・生徒を多面的に理解するために、スクールカウンセラー[※]や教育委員会の臨床心理士等による専門的助言を活用します。

事業内容 (担当課)	事業計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) (仮称)心の健康委員会の設置 (教育支援課)	検討	実施			
	児童・生徒の生命や心の健康に関わる深刻な事態を早期に把握し支援につなげることができるよう、校内の情報共有やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用を促進する役割を担う教員を委員とする委員会を設置します。				

<取組事業> イ ストレスマネジメント等の「心の健康」教育

学習や進路、人間関係など、様々なストレスを抱える児童・生徒に対して、ストレスに対する自己コントロール能力を育成するための健康教育を行います。また、保護者に対して、家庭における児童・生徒のストレスへの対応方法等について啓発するとともに、学校と家庭が連携して「心の健康」教育に努めます。

事業内容 (担当課)	事業計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) ストレス マネジメント等 の実施 (教育支援課)		検討	実施		
	学校における一次的支援として、全校でストレスマネジメントやアンガーマネジメントを取り入れたスクールカウンセラーを活用した授業を推進します。				

(2) 学校と教育委員会との連携による支援の充実

教育委員会の専門家が学校を支援し、子どもの状況や家庭・学校状況等、多面的に捉えることにより理解を深め、必要な対策を検討します。また、行政における様々な支援を効果的に活用するため、学校と関係機関との連携を支援します。

<取組事業> ア スクールソーシャルワーカー*の派遣

児童・生徒が抱える学校内では解決しにくい問題に対して、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、教員と協議しながら問題の背景を見立て、対応方針を検討します。必要に応じて関係機関と連携し、解決に向けた支援を行います。早期発見と迅速で適切な対応により問題のさらなる深刻化を防ぎます。

事業内容 (担当課)	事業計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) スクール ソーシャル ワーカーの 活用 (教育支援課)	実施	検討を踏まえた対応			
	検討				
心理・教育・福祉等に熟知したスクールソーシャルワーカーを活用し、臨床心理的アセスメントや背景調査を踏まえ、行政の様々な支援の有効な活用を進めます。					

<取組事業> イ スクールカウンセラーの配置

臨床心理士等をスクールカウンセラーとして学校に配置し、日常的な児童・生徒との関わりの中で、児童・生徒や保護者の相談、教員等への助言などにより、学校の教育相談体制の充実を図ります。校内での情報共有、組織的対応を強化します。

事業内容 (担当課)	事業計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) スクール カウンセラー の配置 (教育支援課)	実施		検討を踏まえた対応		
		検討			
スクールカウンセラーが、児童・生徒と学校生活の中で直接的に関わる中で、アセスメントと心理的支援の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカーとの連携強化を図ります。					

<取組事業> ウ スクールアドバイザー*の派遣

児童虐待やいじめの問題に対して、スクールアドバイザーを学校に派遣します。また、関係機関と連携しながら早期発見・早期対応を図ります。

事業内容 (担当課)	事業計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) スクール アドバイザー の派遣 (教育指導課)	実施				
	児童虐待やいじめの問題に対して、学校が関係機関と連携しながら、早期発見、早期対応するように働きかけます。				

(3) 不登校への対応

不登校は、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはいけません。不登校の要因や背景としては、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、不登校は、児童・生徒からの何らかのサインと捉えることが必要です。単に登校を促すのではなく、どのような要因や背景を抱えているのかを理解した上で適切な支援を行うことが大切です。

また、小学校と中学校の連携により児童・生徒の理解を引き継ぎ、組織的対応により増加傾向にある中学生の不登校の未然防止と早期対応に努めます。将来的な社会的自立を目指した支援を引き続き行います。

<取組事業> ア 早期対応の充実

児童・生徒の欠席に対して理由や状態を把握し、不登校の予兆がある場合には早期に対応します。スクールカウンセラーの専門性を活用し、欠席が続く背景を校内で検討し、児童・生徒及び保護者に対し適切な関わりを組織的に行います。必要に応じてスクールソーシャルワーカーと連携します。

事業内容 (担当課)	事業計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) 欠席の 背景理解と 適切な対応 (教育支援課) (教育指導課)	実施		検討を踏まえた対応		
		検討			
月に3日以上欠席がある児童・生徒や保護者の気持ちに寄り添いながら理由を聞き取り、校内で検討して背景を見立て、適切な関わりを組織的に行います。					

<取組事業> イ 不登校の未然防止

不登校の発生率は、小学校よりも中学校の方が高い傾向にあります。不登校になる中学生は、既に小学校時代に何らかのサインが現れていることが多いことに着目して、小学校と中学校が連携して、情報交換や協議を行い、組織的に初期対応を図ることで、「中1 不登校未然防止」に取り組みます。

事業内容 (担当課)	事業計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) 中1 不登校 未然防止 (教育支援課) (教育指導課)	実施	検討を踏まえた対応			
	検討				
小学校からの情報を中学校に引継ぎ、小学校時代に不登校を経験した生徒が月の欠席日数2日となったら様々な専門家を加えた対応チームを立ち上げ、組織的な対応を行います。					

4 学校を支える多様な教育資源の充実

<現状と課題>

現在、市内には、不登校の児童・生徒を対象とした適応指導教室「スキップ教室」※、不登校やひきこもり傾向にある児童・生徒の活動の場としての不登校ひきこもり相談室「ニコモルーム」※が設置されています。また、外国語を母語とする児童・生徒等のための「日本語適応指導」があります。

それらを必要とする児童・生徒や保護者に、適切に情報提供し、利用できるようにすることが大切です。また、一人ひとりのニーズの的確な把握と対応に努める必要があります。

(1) 個の教育的ニーズに応じた教育資源の充実

児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、学習・生活支援の環境を整えるとともに、関係機関と連携し、適切な指導及び必要な支援を継続的にを行います。

<取組事業> ア 適応指導教室

適応指導教室「スキップ教室」では、様々な要因による不登校の児童・生徒を対象に、個に応じた学習指導・生活指導、行事等を通じて児童・生徒の心や日常生活の安定を図ります。在籍校や家庭と連携しながら、社会的自立や学校復帰への支援を行います。

事業内容 (担当課)	事業計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) スキップ教室の充実 (教育支援課)	実施		検討を踏まえた対応		
		検討			
不登校の背景について、子どもの生育歴、情緒・認知・社会性の発達、家庭環境等から総合的に見立てます。その見立てを指導員で共有し、指導や支援に生かします。					

<取組事業> イ 不登校ひきこもり相談室

ひきこもり傾向にある児童・生徒や義務教育終了後、進学や就職等をせず社会との接点が希薄になっている若者やひきこもり状態にある若者を対象に、不登校ひきこもり相談室「ニコモルーム」で、相談、家庭訪問、居場所の提供、学習や体験活動、キャンプ等を実施し、社会的自立への一歩を踏み出す支援をします。

事業内容 (担当課)	事業計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) ニコモ ルームの充実 (教育支援課)	実施		検討を踏まえた対応		
		検討			
臨床心理的アセスメントに基づき、支援方針を立てて、面接、訪問、学習、体験活動、デイキャンプなどにより社会的自立の基礎を作ります。					

<取組事業> ウ 日本語適応指導

日本語が話せないために学習活動に適応することが困難な児童・生徒を対象に、初期の日本語指導を行う日本語適応指導を実施します。

事業内容 (担当課)	事業計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) 日本語 指導の充実 (教育指導課)	実施				
	日本語適応指導を円滑に実施し、終了後の課題の把握と具体的な支援を行います。				

5 時代の変化に対応した学習環境等の整備

<現状と課題>

多様化・高度化する学校教育への要請に応えるためには、保護者や地域住民の意向を踏まえた教育環境を整備し、信頼される学校づくりを進めていくことが求められています。

また、入学・進学等、接続期の子どもの心理的不安を和らげ、学ぶ意欲や自尊感情を高めるためにも、小・中学校の9年間を見通し、育ちと学びの連続性を重視していくとともに、現状の校舎などの劣化状況を踏まえ、建替えや長寿命化、適正規模・適正配置等を視野に入れた計画を策定していく必要があります。

(1) 小中一貫教育の推進

小中一貫教育を目指して、小・中学校が児童・生徒の9年間の学びと育ちの姿を共有し、児童・生徒の発達段階に即した、系統的・継続的な学習指導・生活指導を行います。義務教育9年間で修了するにふさわしい学力・体力・社会性を児童・生徒が身に付けられるよう取組を進めます。

<取組事業> ア 小中一貫教育の推進

西東京市では一つの小学校から複数の中学校に進学している状況にあるため、全市立小・中学校で統一した取組を行うことで、系統的な指導を目指していきます。全市立小・中学校が互いに目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成して、系統的な指導を目指す教育を進めます。あわせて、西東京市の小中一貫教育の在り方について、引き続き調査・研究します。

事業内容 (担当課)	事業計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) 小中一貫教育の在り方の調査研究 (教育企画課) (学校運営課) (教育指導課) (教育支援課)	検討	実施			
	令和2年度に実施した取組みについて、成果や課題を検証しながら、年度毎に改善、充実を図ります。				

<取組事業> イ 教育支援システム^{*}の小中連結

教育支援システムを用いて、保護者の同意を得た上で、個別の教育支援計画^{*}や個別指導計画^{*}を小学校から中学校に引き継ぐことで、一人ひとりに応じた教育支援を継続していきます。

事業内容 (担当課)	事業計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) 教育支援システム の小中連結 (教育指導課) (教育支援課)	実施		検討を踏まえた対応		
		検討			
教育支援システムの活用し、個別の教育支援計画、個別指導計画等を小学校から中学校に引き継ぐことで支援を継続していきます。					

(2) 学校の教育環境の整備

児童・生徒に対する良好な教育環境の整備を進め、今後も、学校の実情に合わせて人にやさしい教育環境の推進を図ります。

<取組事業> ア 幼稚園・保育園・小学校間の連携強化

子どもたちが教育環境の変化に対応できるよう、スタートカリキュラム作成等の幼稚園・保育園の就学前教育から小学校教育への移行の円滑化に取り組みます。また、子どもたちが、教育環境の変化の中で抱える問題を緩和させるため、就学支援シート[※]の活用や幼・保・小の交流や教育内容の連続性の確保など、相互の交流に向けた検討を行います。

事業内容 (担当課)	事業計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) 就学前施設と進学先の学校との情報共有に関する検討 (教育支援課)		検討	実施		
	現行の保育園の心理アドバイザー巡回で得られた幼児の実態を保護者と在籍園、そして進学先の学校と共有し、個別指導計画に生かせるよう仕組みを検討します。				
(イ) 就学支援シート推進と成果の共有 (教育支援課)		検討	実施		
	就学前施設から提供される就学支援シートの校内での活用事例を各学校に周知し、効果的な活用方法が各学校で活用されるような仕組みを検討します。				
(ウ) 移行の円滑化 (教育指導課) (教育支援課)		検討	実施		
	幼児期からの支援の移行を円滑にすすめるため、ケース検討や実践内容の交流を行い、効果的な連携について検討します。				

6 学校を核とした地域づくりの推進

<現状と課題>

市民アンケート調査の結果では、子どもたちを取り巻く環境で、近年希薄化していることとして、「地域社会での人間関係」があげられており、地域に開かれた学校にするために大切なこととして、「学校だよりやホームページなどにより、学校や子どもの様子を積極的に公開する」、「登下校時の見守りや本の読み聞かせ、校内環境整備など様々な活動を行う学校支援ボランティアを積極的に受け入れる」、「教育や子どもの問題について、学校・家庭・地域が話し合う場を設定する」などが上位にあげられています。

また、学校・家庭・地域が相互の連携・協力を深めていく上で大切なこととして、「学校・家庭・地域間の情報交換をスムーズに行うこと」をあげる市民が特に多くなっています。

一方、参加・協力してもよい身近な小学校・中学校の取組やそこを拠点として行われる地域の活動として、「学校の行事やイベント」、「学校で行われる地域のスポーツ・文化活動」があげられていますが、地域の活動を行うにあたって困る点は、「どうやって活動すればいいかわからない」、「開催されている活動場所などを知らない」などの意見があがっています。

社会情勢の変化により、地域において人と人との関わり合いの中で学ぶ機会や、そうした場の確保が難しくなっています。このような変化の中、次代を担う子どもたちが必要とする、多様な体験や活動を行うことができる場を地域で充実させていく必要があります。

地域には、学校、行政機関、PTA 等、NPO・民間団体、企業、各種団体など、様々な組織・団体があるほか、ボランティア活動等に関わる個人も多くいます。こうした幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの成長を支え、子どもとの関わりの中で大人もともに学び合い育ち合うことのできる仕組みの構築が必要です。そのためには、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを学校と保護者や地域が共有し、地域と学校が相互に連携・協働していくことが大切です。

(1) 地域と学校の連携・協働の仕組みづくり

子どもたちが地域の協力を得て成長していくことができる仕組みの充実を図り、学校を拠点とした持続可能な地域づくりを目指して、学校と地域の双方で、連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの構築を進めます。

<取組事業> ア 各種機関・組織等との連携

市内及び近隣地域の各種機関・組織等との協働事業をはじめ、学校がそれぞれの地域に存在する各種機関・組織等と連携しながら学校づくりを進めます。

事業内容 (担当課)	事業計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) 学校運営 連絡協議会の 連携の充実 (教育支援課)	実施				
	学校は学校運営連絡協議会との連携を深め、地域で子どもを支える充実を図ります。				

<取組事業> イ 副籍制度※の推進

市内居住の特別支援学校に通う児童・生徒が、市立小・中学校において、学校行事等への参加による直接的な交流や、学校だよりの交換などによる間接的な交流を行うことで、地域とのつながりを継続し、児童・生徒間の交流を深めていけるよう、学校から積極的に副籍制度による交流の実施を進めます。

事業内容 (担当課)	事業計画				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) 副籍制度 を活用した交流 学習の推進 (教育指導課) (教育支援課)	実施		検討を踏まえた対応		
		検討			
各学校での副籍制度を活用した交流学习について地域の学校での担当者への説明会の実施や事例共有を通じて交流学习を推進します。					
(イ) 副籍制度 を活用した交流 事例の共有 (教育支援課)	実施		検討を踏まえた対応		
		検討			
各学校での副籍制度を活用した交流学习について事例を関係機関と情報共有することで関係機関への啓発を進めます。					

用語解説

あ 行

OJT・・P 9、15

On the Job Training の頭文字をとったもの。職場内で行われる指導手法の一つ。

職場の上司、先輩職員などが、新任職員や後輩職員に対して、日常業務を通じてその人の「特性、理解度、気持ち」を考慮しつつ、必要な知識・技術・技能・態度などを、意図的・計画的・継続的に教育・指導することにより、業務処理能力や力量を育成する活動のこと。

か 行

教育支援アドバイザー・・P 7、12

市立小・中学校を巡回し、児童・生徒の個に応じた教育支援に関する助言を行う専門家で、特別支援教育士等があたる。

教育支援コーディネーター・・P 7、18

各学校の教員で、関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う職名のこと。

教育支援システム・・P 7、8、9、25

児童・生徒一人ひとりの「個に応じた支援」を校内で進めていくため、実態把握や校内委員会での検討、外部機関への支援依頼、学校での支援の計画などに必要な様式を一つにまとめ、市立学校教員が入力・作成可能なシステムのこと。児童・生徒に関する“気づき”を記録する「一覧表」、 “気づき”を基に具体的な支援策を選び、他機関と連携した内容や保護者との相談内容を記録する「個別の教育支援計画」、指導や支援のより具体的な内容や期間等を記入する「個別指導計画」の三つの書式を効率的に作成することができる。学年進行や転学、進学時などの引継ぎや連携も可能。

ケース会議・・P 18

児童・生徒に関わる解決すべき問題・課題のある事例を、個別に深く検討することによって、その状況の理解を深め、対応策を考える会議のこと。

個別指導計画・・P 7、8、9、10、12、25、26

教育支援システムの解説を参照。

個別の教育支援計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 7、8、12、25

教育支援システムの解説を参照。

さ 行

就学支援シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 17、26

未就学児が小学校への入学後、充実した学校生活を送ることができるように、保育園や幼稚園などの就学前機関が、子どもに必要と思われる支援や配慮する事項などについて、保護者とともに作成し、小学校などに引き継ぐシートのこと。

スクールアドバイザー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 20

児童虐待の早期発見・早期対応を図るために、学校に助言を行いながら、関係機関と連携を図る。また、いじめの第一報を受けるなど、学校の対応について支援を担う元校長等の職名のこと。

スクールカウンセラー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 18、19、20、21

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教員や保護者に対して指導・助言を行う専門家。多くは臨床心理士があてられる。

スクールソーシャルワーカー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 19、20、21

子どもが生活の中で直面する学校内では解決しにくい困難に対して、関係機関と連携を図りながら、個人及び環境などの課題の背景に働きかけることにより、解決に向け支援を行う専門家。

た 行

適応指導教室「スキップ教室」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 22

市立小・中学校に在籍し、不登校になっている児童・生徒を対象に、毎日通える教室として設置。「スキップ田無教室」と「スキップ保谷教室」の2箇所がある。

特別支援教室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 7、8、9、10、11、12

通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする主に発達障害のある児童を対象として、教員が巡回指導することで、在籍校で特別な指導が受けられるようにするための教室で、東京都は平成 30 年度に小学校、2021 年度までに中学校での導入を進めている。西東京市では、巡回指導教員が在籍校に巡回し、児童が個別課題に取り組むため、すべての小学校に設置している「L 教室」と、児童が週 1 回通い、小集団指導によるコミュニケーションや対人関係など社会性を養うため、拠点校に設置している「S 教室」がある。

は 行

不登校ひきこもり相談室「ニコモルーム」・・・・・・・・・・ P17、22、23

18歳までの不登校又はひきこもりの状態にある児童・生徒等の相談及び支援と、不登校又はひきこもりの児童・生徒等の家族の相談及び支援を事業の基本として、一人ひとりの成育歴、潜在能力、生活環境などを細かにアセスメントしながら、居場所又は相談の場所を提供し、具体的な支援を用いて何らかの社会的活動の場へ参加していけるよう、成長を促すことを目的として設置している。

ま 行

マルチメディアディジー・・・・・・・・・・ P11

音声とその部分のテキストや画像等がシンクロナイズ（同期）して出力され、読み上げているフレーズの色が変わり（ハイライト機能）、どこを読んでいるのかが一目でわかる。通常の本を読むことが困難な学習障害・発達障害・知的障害・上肢障害・視覚障害・寝たきりの人等様々な人が利用できるデジタル図書のこと。

や 行

ユニバーサルデザイン・・・・・・・・・・ P10

ユニバーサルは「すべてにわたり一般的な」という意味をもつ。すべての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれている。



西東京市教育支援推進プラン(平成 31(令和元)年度～令和5年度)

発行: 令和元年 5 月

西東京市教育委員会 教育部教育支援課
〒202-8555 東京都西東京市中町 1-5-1
TEL 042-438-4074 / FAX 042-438-2023
メールアドレス k-sien@city.nishitokyo.lg.jp
ホームページ <http://www.city.nishitokyo.lg.jp>